

ごみ排出量 県下ワースト4位打開へ!

家庭系可燃ごみ処理有料化の実施について

河津町は、町民1人当たりのごみ排出量及びリサイクル率が、県下で最も悪い部類であり、平成30年度の県内市町別1人1日当たりのごみ排出量は、県平均886gに対し、1,459gと多く、県下ワースト4位となっています。町ではこの状況を踏まえ、令和4年4月1日より各家庭からごみステーションに排出される可燃ごみの処理について、ごみの量に応じた処理手数料を負担していただく、ごみ処理有料化に向け準備を進めています。

1. 有料化後の可燃ごみ袋の価格が変わります

ごみ有料化により可燃ごみの町指定ごみ袋の価格を次のように見直す予定です。

ごみ袋の種類・サイズ		10枚当たりの価格	
		現在	⇒ 有料化後
可燃ごみ袋(半透明・緑色)	Lサイズ・70リットル	140円	⇒ 550円
	Mサイズ・45リットル	100円	⇒ 330円
	Sサイズ・20リットル	65円	⇒ 165円

2. 有料化後の可燃ごみ袋の色が変わります

現在	⇒	有料化後
半透明・緑色	⇒	半透明・紺色

※現在の半透明・緑色のごみ袋は令和4年3月31日まで使用できます。(猶予期間4月30日まで)。5月1日から、ごみステーションには出せなくなりますので、ご注意ください。

3. 有料化の目的は

ごみ処理有料化は、排出するごみの量に応じて処理費用の一部を手数料として負担していただく仕組みで、次のことを目的に実施します。

①ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみを出すことが有料になると、ごみの処理費用を目に見える形で確認でき、ごみを出す人の責任がこれまで以上に明確になります。一人ひとりが「できるだけごみになりにくい製品を購入する」「今あるものを長く使う」「資源になるものをごみにしないよう分別に取り組む」など、意識を高めることで、ごみ減量化とリサイクルの推進につながることを期待されます。

②ごみ処理費用の負担の公平化

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む人がいる一方、これらのことに無関心な人もいます。排出するごみの量に応じて費用を負担することになると、ごみの減量化などに対する努力が反映され、負担の公平化が図られます。

③近隣市町とのごみ処理料金格差の是正

家庭からのごみ処理有料化は、近隣の熱海市、伊東市、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町では実施されています。町では、**有料化後のごみ袋の価格を近隣市町と同水準にしたい**と考えており、これにより域外からのごみ流入の抑制を期待するものです。

裏面もご覧ください

4. 不燃・資源ごみ袋の変更点は

びん類、かん類、ペットボトル、埋立、粗大ごみ等のごみ出し用の町指定不燃・資源ごみ袋（透明・赤色）は、ごみ処理有料化の対象となっておりません。消費税増税や原材料費の値上げを踏まえ、それぞれ、10枚当たり5円の値上げが必要となる見込みです。

ごみ袋の種類・サイズ		10枚当たりの価格
		現在 ⇒ 値上げ後
不燃・資源ごみ袋（透明・赤色）	Mサイズ・30リットル	125円 ⇒ 130円
	Sサイズ・10リットル	60円 ⇒ 65円

※ 資源ごみは分別して、不燃・資源ごみ袋（透明・赤色）で出してください。

5. 皆様からのご質問にお答えします

説明会でのご質問を中心に、ごみ処理有料化に関する内容を一部抜粋（内容修正）してお答えします。8月27日（金）まで、メール、ファックス及び手紙（電話不可）で、住民の皆様からの有料化に関するご質問を受け付けています。（回答は町ホームページに掲載する予定です）。 ※ご質問の際は、住所、氏名、連絡先を明記してください。

- Q. 賛否両論あるだろうが、ごみ処理手数料（可燃ごみ袋の価格）の金額をもっと高くしても良いと思う。ごみの減量化を進めようという本気度が感じられない。**
- A. ごみ処理手数料の金額については、東河環境センター事業検討委員会へ諮問し、その答申に沿って近隣市町並みとしたものであるのでご理解をお願いします。今回の有料化をきっかけに、今まで無関心だった方もごみの排出に意識を向け、ごみの減量やリサイクルに取り組んでほしいと考えています。
- Q. 河津町では、新聞、ダンボール等は決まった収集日に出すことになっているが、南伊豆町役場前にある古紙回収機のように、家にとっておくことなく出せる場所が河津町にもあると思う。**
- A. 今回のごみ処理有料化に当たり、ごみの減量化・資源化施策のひとつとして、河津町役場前駐車場に、資源ごみの回収ステーションを作ることを考えています。品目は、新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトル等、衛生管理ができるものに制限することになるとは思いますが、利用時間を長めに設定し、町民が利用しやすいものにして考えています。準備ができ次第、回覧等でお知らせする予定です。
- Q. 道路沿いの目につきにくい所に、ビン、缶、コンビニの袋に入ったごみなどを不法に捨ててある。町で行っている不法投棄パトロールで、竹やぶや道路際の林の中など、毎回とは言わないが、止まって確認しながらパトロールしてもらえるとありがたい。**
- A. 現在、不法投棄監視員が週3日程度、町内のパトロールを行っています。有料化後の不法投棄が増加することのないよう、さらに丁寧にパトロールを実施し、不法投棄頻発箇所の把握や不法投棄防止等の対策に努めます。
- Q. 事業系のごみを減らさなければ、町民がいくらごみを減らしても効果が上がらないのではないかな。**
- A. 河津町は観光地であるため事業系のごみの割合は多く、ごみの全体量を減らすためには事業系ごみについても削減を目指す必要があると考えています。事業系ごみについては、東河環境センター事業検討委員会の答申に沿ってエコクリーンセンター東河への持込ごみの料金改定を予定しており、効果があるものと考えます。
- Q. 環境美化推進員の活動中、ごみステーションへの不適正な分別があったときは、今までは自分で買った町指定袋を使用して分別し直していた。令和4年5月1日から、ごみステーションに古い袋で出されても回収しないというが、環境美化推進員がごみステーションの見回りの際に使用する袋は、町で出してくれるのか。**
- A. 各地区のごみステーションは、使用する地区住民のマナーや環境美化推進員の活動により、適正に保たれていると理解しています。有料化後の環境美化推進員活動に使用する袋については、新たな袋を用意し、お配りすることを考えています。ただし、古い指定袋での排出は不適正排出ですので、ごみを出した人に責任を持って片付けてもらう必要があります。
- Q. 分別収集をするにあたり、さらに大きいサイズを増やすなど、不燃・資源ごみ袋のサイズを見直してほしい。**
- A. 町指定不燃・資源ごみ袋は、Mサイズ30リットル、Sサイズ10リットルがありますが、さらに大きいサイズの必要性について、要望多数の場合は販売実績に基づき検証し対応を図りたいと考えています。
- Q. 令和4年4月1日からの有料化が、その後どのように影響し効果があったかということについて、町民に知らせしてほしい。**
- A. ある程度の期間（1年～1年半ほど）が経過後に、初回の検証・公表を予定しています。

問合せ先：河津町町民生活課窓口係（河津町田中212番地の2）

FAX：0558-34-1404 メール：choumin@town.kawazu.shizuoka.jp